

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 参照条文 目次

- 一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）抄…………… 1
- 二 平成十六年国民年金等改正法第四条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）抄…………… 8
- 三 平成十六年国民年金等改正法第七条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）抄…………… 11
- 四 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律三十四号）抄…………… 11
- 五 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百十号。以下「平成十六年国共済改正法」という。）抄…………… 13
- 六 平成十六年国共済改正法第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）抄…………… 14
- 七 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百一十一号。以下「平成十六年私学共済改正法」という。）抄…………… 15
- 八 平成十六年私学共済改正法第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）抄…………… 15
- 九 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百二十二号。以下「平成十六年地共済改正法」という。）抄…………… 16
- 十 平成十六年地共済改正法第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）抄…………… 17
- 十一 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）抄…………… 17